



# 第2章 資産課税



## 2-1 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の見直し



### ■ 非課税枠の据置措置

2021年4月1日から2021年12月31日までの新たな契約について、非課税枠を下記の通り据え置きされます。

現行			改正後	
消費税率10% 適用住宅	省エネ等住宅 1,500万円	1,200万円	省エネ等住宅 1,500万円	1,500万円
	一般住宅 1,000万円		700万円	一般住宅 1,000万円
上記以外 の住宅	省エネ等住宅 1,000万円	800万円	省エネ等住宅 1,000万円	1,000万円
	一般住宅 500万円		300万円	一般住宅 500万円
2020年4月～2021年3月			2020年4月～2021年3月	
2021年4月～2021年12月			2021年4月～2021年12月	

### ■ 住宅用家屋の面積要件の緩和

2021年1月1日以後の新たな契約について、受贈者の贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、住宅の床面積要件の下限が**40㎡以上**、合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、住宅の床面積要件の下限が50㎡以上になります。（注1）

※従来は、合計所得金額が2,000万円以下の場合、一律で床面積要件の下限が50㎡以上でした。

（注1）相続時精算課税制度の特例により取得した場合についても、床面積要件の下限が40㎡以上になります。



## 2-2-1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の 非課税措置の見直し



祖父母等から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、下記の措置を講じた上で、適用期限が**2023年3月31日まで2年間延長**されます。

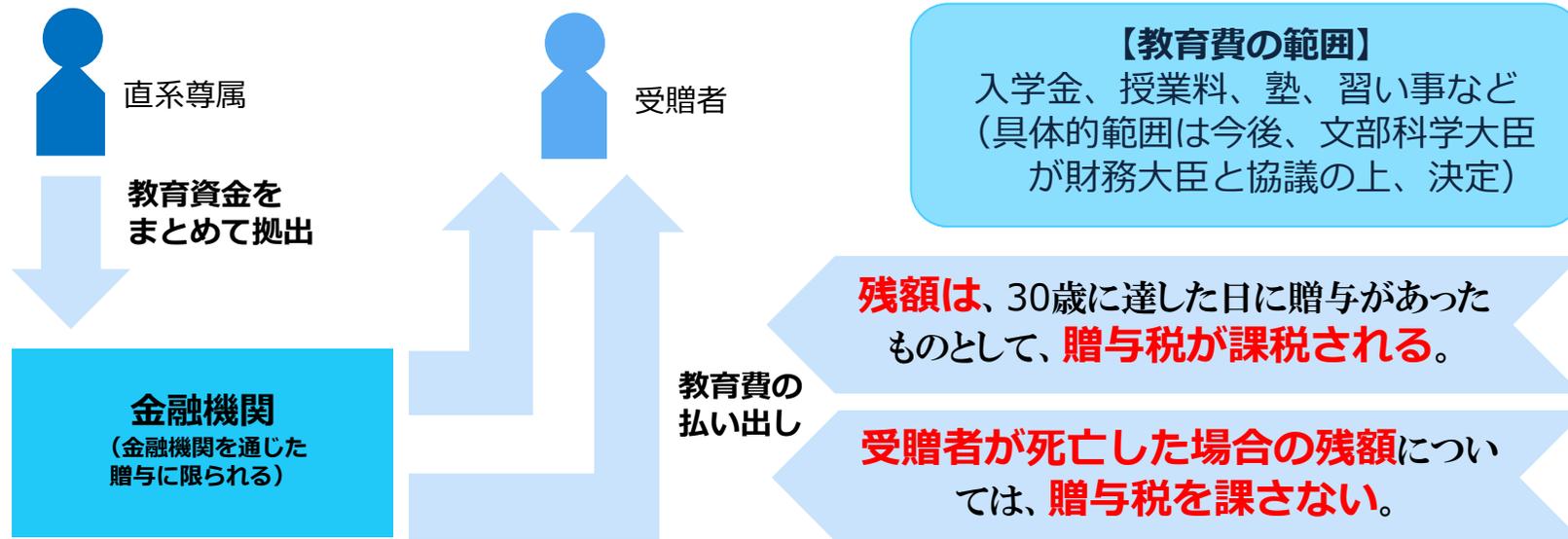
	改正前	改正後	改正内容
1.教育資金残高の課税	贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残高について課税 (注)	全ての贈与に係る残高について課税 (注)	贈与者が死亡時に <b>教育資金支出額の残高がある場合</b> は、相続財産に加算されます。 ※従来は、残高があっても贈与者が死亡した日から3年以上前の贈与分については加算されませんでした。 <b>※2021年4月1日以後に取得する教育資金について適用されます。</b>  (注) 贈与者が死亡した時に受贈者が23歳未満である等に該当する場合には、教育資金支出額の残高があっても受贈者は相続税の課税はされません。
2.相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用あり	教育資金支出額の残高を <b>相続税額の2割加算対象者である孫等が取得した場合</b> に、相続税額の2割加算が適用されます。 ※従来は、孫等が取得しても相続税額の2割加算の適用がありませんでした。 <b>※2021年4月1日以後に取得する教育資金について適用されます。</b>



## 2-2-2 改正前の教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(2013年4月1日から2021年3月31日まで)

人材育成や経済活性化を目的に、高齢者層の保有する豊富な資産を子育て世代に移転させるため、受贈者（30歳未満の子や孫）へ**教育資金を一括して拠出した場合には、1人につき1,500万円**（学校以外への支払は500万円）を非課税とする特例です。





## 2-3-1 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し



少子化対策を目的として、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置について、下記の所得制限を設けた上で、適用期限が**2023年3月31日まで2年間延長**されます。

	改正前	改正後	改正内容
1.受贈者の年齢要件	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満	民法の改正により受贈者の要件を18歳以上50歳未満に引き下げます。 ※従来は、受贈者が20歳以上50歳未満であることが条件でした。 <b>※2021年4月1日以後に取得する結婚・子育て資金の贈与等について適用されます。</b>
2.相続税額の2割加算の適用	適用なし	適用あり	結婚・子育て資金支出額の残高を <b>相続税額の2割加算対象者である孫等が取得した場合</b> に、相続税額の2割加算が適用されます。 ※従来は、孫等が取得しても相続税額の2割加算の適用がありませんでした。 <b>※2021年4月1日以後に取得する結婚・子育て資金の贈与等について適用されます。</b>

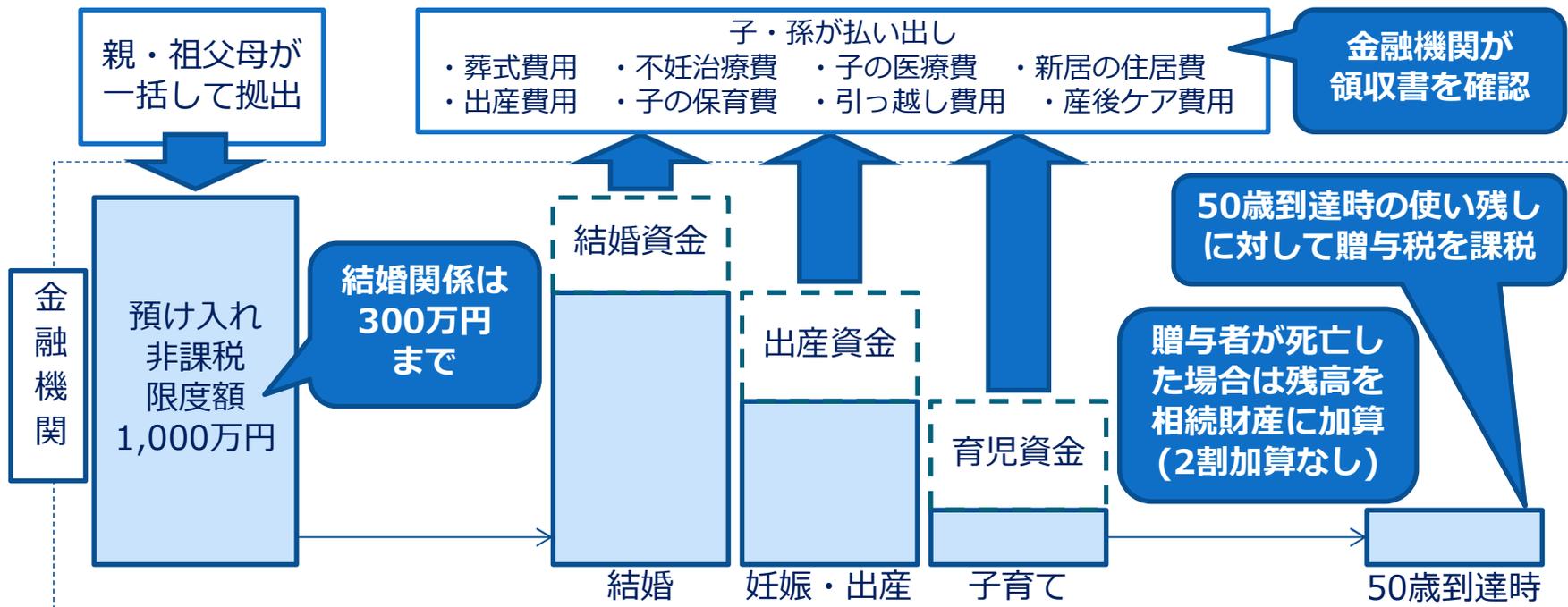


## 2-3-2 改正前の結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例

(2015年4月1日から2021年3月31日まで)

少子化対策に資することを目的として、**結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税を非課税とする特例**です。

- ①親・祖父母が金融機関に**子・孫（20歳～50歳）**名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに**1,000万円を非課税**とします。
- ②相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。
- ③受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、残額に対しては贈与税を課税します。





## 2-4 土地の固定資産税の課税標準額の据置き

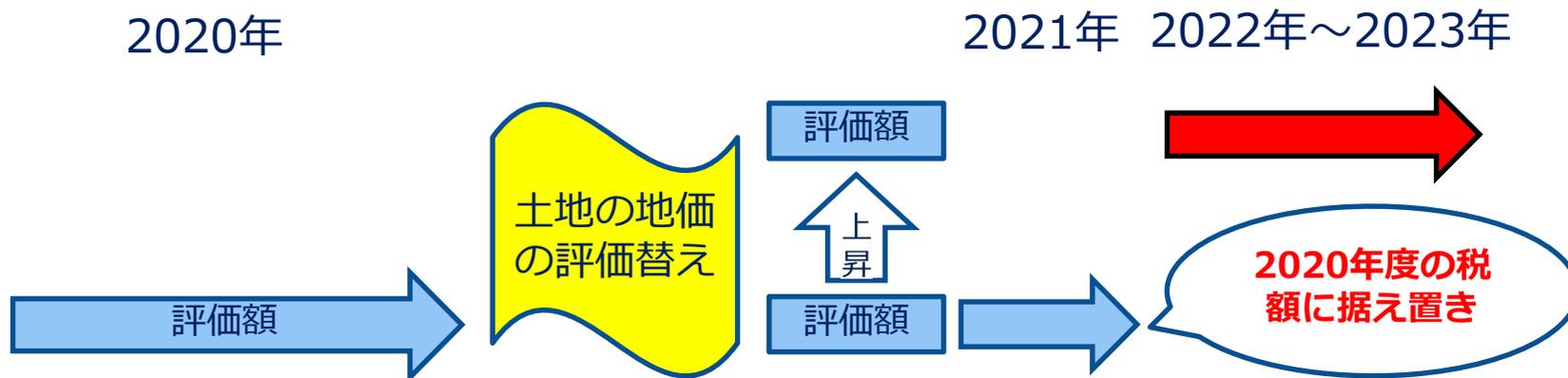


### 〈改正の概要〉

2021年度の評価替えによって固定資産税が上昇する全ての土地について、**2021年のみ2020年度の税額に据え置く**ことになりました。

### 〈改正の背景〉

固定資産税は1月1日時点の地価を基に課税しますが、2021年は3年に1度の地価の評価替えの年となります。そこで、評価額が上昇傾向にある地域については、そのまま課税されてしまうと、コロナの影響で打撃を受けた納税者にとっては、税負担が過重になってしまうため、今回の措置が講じられました。





## 2-5 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度における後継者役員要件の緩和



### 〈改正の概要〉

下記の①又は②の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において**特例認定承継会社の役員でないときであっても、相続税の納税猶予(※)の適用を受けることができます。**

※2023年3月31日までに都道府県知事に特例承継計画を提出している場合に限り、適用可能な措置で、その適用期限は2027年12月31日まで。

対象	改正前	改正後
①被相続人の死亡時の年齢	60歳未満	70歳未満（相続税の納税猶予の一般制度についても適用）
②後継者	-	特例承継計画において、特例後継者として記載されていること（被相続人の年齢問わず）

### 〈留意点〉

- 贈与税の納税猶予における後継者の役員要件は改正されません。
- 後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でなかったとしても、相続発生後の5ヶ月経過日においては代表権を有しておく必要があることに留意してください。



## 2-6 国際金融都市に向けた税制上の措置の見直し



### 〈改正の概要〉

わが国の国際金融センターとしての地位の確立に向けて、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から、諸課題の解決を図る一環として、法人税、相続・贈与税、所得税において、税制上の措置が講じられました。具体的には下記の内容となります。

税目	課税対象	改正前	改正後
法人税	運用会社	役員の業績連動給与 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方式やその根拠なる業績等を金融庁ホームページ等へ公表する等を要件とし、損金算入可能
相続税 贈与税	ファンドマネージャー等の相続人	10年超居住…全世界財産 10年以下居住…国内財産のみ	就労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象外
所得税	ファンドマネージャー個人	ファンドマネージャーの運用成果に応じ出資持分を超えてファンドから分配される利益 →金融所得にあたるか不明確	出資持分を超えた利益配分で、分配割合に経済的合理性がある場合等には、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、株式譲渡益等として分離課税（一律20%）の対象となることを明確化

### 〈国際課税〉

外国組合員等が海外ファンド等を通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンド等の出資持分が25%以上であっても外国投資家単位で25%未満の場合等には、日本での申告が免除されます。